

横須賀市修学支援金 申請に当たっての注意事項

※申請時の注意事項について記載します。事前にご確認ください。

○以下の方は修学支援金申請の対象外となります ※申請できません。

- 〔※世帯の市民税・県民税所得割額が0円（＝非課税）の方
 - 〔※令和6年9月1日現在、生活保護世帯である方
- ⇒神奈川県高校生等奨学給付金（県の給付型奨学金）対象のため、申請できません。
神奈川県高校生等奨学給付金の申請については、在籍校へお問い合わせください。
※在籍校などから、特待制度等で教材費等の助成を受けている方

○申請手順について

1. 「住民税の課税標準額×6%－市民税調整控除の額」で算出した金額が51,200円未満の世帯であることを確認する。

※主たる生計維持者の扶養に入っていない方がいる場合、それぞれの方の「住民税の課税標準額×6%－市民税調整控除の額」で算出した金額を合算して、51,200円未満となる場合に対象となります。

例）配偶者特別控除の方、扶養を外れている兄弟、祖父母など。



2. 横須賀市修学支援金の申請書等を取得する。

※教育委員会支援教育課（市役所6階2番窓口）または市HPより取得してください。



3. 在籍校（高校）へ横須賀市奨学生推薦書の記入を依頼し、取得する。



4. 下記の提出書類を教育委員会支援教育課へ提出（窓口で提出または郵送）

- ①申請書（所定の様式に記入）
- ②課税証明書（原本）又は税額決定通知書（写）又は特別徴収税額決定通知書（写）
※主たる生計維持者の扶養に入っていない方がいる場合、その方の証明書も必要です。
例）配偶者特別控除の方、扶養を外れている兄弟、祖父母など。
- ③住民票の写し
- ④横須賀市奨学生推薦書（手順3. で取得したもの）
- ⑤振込口座写し※生徒本人名義の口座
- ⑥横須賀市修学支援金使途調査票※令和5年度修学支援金受給者のみ

○申請内容について

- ・申請書の世帯状況欄については、住民票の世帯全員を記入してください。
 - ・振込先は、申請者（生徒本人）の口座となります。
⇒保護者口座には振込不可のため、生徒本人名義の口座をご用意ください。
 - ・申請後、生活保護を受給することになった場合や、住所変更、世帯状況の変更があった場合は、速やかに届け出てください。
- ※虚偽の申請、支給対象外となる変更があった場合は、受給した奨学金を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

○在籍校での校納金未払いがある場合について

- ・校納金の未払いがある場合、修学支援金を充当することになります。

○使途調査票の提出について

- ・令和5年度に修学支援金を受給された方は、使途調査票を提出していただきます。

○提出書類として、令和6年度税額決定通知書（写）又は特別徴収税額決定通知書（写）を使用される場合は以下の面をコピーしてご提出ください。

※氏名・住所・課税標準額・市民税調整控除額が記載されているページが必要です。

税額決定通知書（写） の場合

令和6年度（年度分）市県民税納税通知書（兼 税額決定通知書）※令和5年度分以前は、森林環境税の適用はありません。
Residents' Tax And Forest Environment Tax Papers
年（ ）年（ ）月（ ）日 横須賀市長

あなたの市民税・県民税・森林環境税を決定（変更）したのでお知らせします。

既に同年度分の通知書が送付されている人は、この通知書と差し替えてください。

年 税 額（円）

年 税 額 の 内 訳

給与からの特別徴収税額の内訳 → 9 頁
年金からの特別徴収税額の内訳 → 11 頁

（納税義務者又は納税管理人等）

（納税義務者等を設定した納税義務者）

口 庫 振 替 金 融 機 関 等

お問い合わせの際は下の通知番号をお知らせください。

通 知 番 号

1 ページ目：氏名・住所が記載されています。

3 ページ目：課税標準額が記載されています。

7 ページ目：市民税調整控除額が記載されています。

※3枚ともコピーして提出してください。

特別徴収税額決定通知書（写） の場合

年度 給与所得等に係る 特別徴収税額の決定・変更 通知書（納税義務者用）

受 給 者 番 号 氏 名

住 所

通 知 番 号

氏 名 番 号

左側：課税標準額・市民税調整控除額（摘要欄）

右側：氏名・住所が記載されています。

※全面をコピーして提出してください。